

改正

平成28年2月25日規則第2号

平成30年3月28日規則第21号

蕪崎市犯罪被害者支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕪崎市犯罪被害者支援条例（平成21年3月蕪崎市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(犯罪被害者等見舞金審査会)

第3条 市長は、条例第8条に規定する支給の適否について、適正かつ円滑な運営を図るため、蕪崎市犯罪被害者等見舞金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

3 会長は副市長を、副会長は総合政策課長をもって充て、委員は関係課長のうちから市長が任命する。

(見舞金を支給しない場合)

第4条 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者又は条例第3条に規定する第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者）（以下「被害者等」という。）と加害者の間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(3) 3親等内の親族

(4) 同居の親族

(見舞金を支給しない該当行為)

第5条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

- (2) 暴行又は脅迫、屈辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
(見舞金を支給しない該当事由)

第6条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していること。(その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
(見舞金の支給に関する特例)

第7条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から1年以上経過して死亡した場合は、この限りでない。

(見舞金の支給申請)

第8条 条例第6条第1項の規定により遺族見舞金の支給を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、蕪崎市遺族見舞金支給申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類
- (3) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (4) 被害届受理証明書(第2号様式)
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第6条第1項の規定により傷害見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、蕪崎市傷害見舞金支給申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 身体上の障がいの状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) 被害届受理証明書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(見舞金の支給決定等)

第9条 市長は、条例第8条の規定により見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定をしたときは、速やかに葦崎市見舞金審査結果通知書（第4号様式）により、当該見舞金を申請した者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月25日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第21号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

31 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。